

天竜川における川下り船転覆事故をうけた再発防止対策について

平成23年8月静岡県浜松市の天竜川において、乗客21名及び乗員2名が乗船して川下り中の「第十一天竜丸」が転覆し乗客及び乗員が船舶から投げ出され死傷する重大な事故が発生した。

このため国土交通省海事局では、同種事故の再発防止を図るため、同月、全国の川下り船事業者に対し、河川において旅客を運航する川下り船又はそれに類似する事業であって揺れなどで乗船者が水中に転落するおそれがある船について旅客輸送の安全確保に万全を期するため、川下り船の安全運航を徹底するよう指導した。



特別監査を行う運航労務監理官



転覆した「第十一天竜丸」

再発防止のための指導内容

- ① 転覆事故等を防止するため、慎重な操船の実施を徹底すること
- ② 年齢を問わず乗客への救命胴衣の着用を徹底すること（救命クッションを備える船舶にあっては、転落等の際に救命クッションが体から離れることを防止する措置（例えば救命クッションと乗客の体をつなぐひもを設ける等）を講じるとともに使用方法の徹底を図ること）
- ③ 乗船する小児の数に応じて、適切な小児用の小型船舶用救命胴衣を備え、着用を徹底すること
- ④ 安全管理規程の届出義務がある事業者においては、上記②、③の措置の実施を安全管理規程において明記すること